

平成27年10月1日より

労働契約申込みみなし制度が施行になります。

労働契約申込みみなし制度は、平成24年の派遣法改正で新設され猶予措置が定められていた制度です。派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して直接雇用の申込みをしたとみなす制度です。

①労働契約申込みみなしとは

- ・派遣先が違法状態に該当することを認識しておらず、かつ、認識の無いことに過失がない場合は、労働契約申込みみなし制度には該当しません。
- ・直接雇用(労働契約)の条件は、違法派遣状態が発生した時点の、派遣労働者の派遣元会社の労働条件と同一となります。(契約形態・賃金等の条件)
- ・派遣先は、違法状態が発生した時点において、派遣労働者に対して労働契約を申込みした状態となるが、派遣労働者が申込みを承諾しなかった場合は、直接雇用契約(労働契約)は成立しません。

②違法派遣とは

- ・派遣禁止業務に従事させた場合(港湾運送・建設・警備・病院・診療所等における医療関連業務ほか)
- ・偽装請負に該当する場合
- ・無許可、無届の派遣会社から派遣社員を受け入れた場合
- ・派遣受入可能期間を超えて派遣社員を受け入れた場合